

中学生用

人権啓発資料

ファミリー ふれあい



宮崎県教育委員会



はじめに

私たちは、「平和に暮らしたい」「幸せに暮らしたい」「自由に暮らしたい」などの希望をもっています。

そして、このことは、日本国憲法で誰にでも保障されていることなのです。

しかしながら、最近、いじめや暴力など人権にかかわる問題が後を絶たない状況にあります。さらに、児童虐待の問題も深刻化しています。

私たちは、基本的人権が保障される社会を実現するために、同和問題をはじめ、女性や子ども、障がいのある人などに対する不合理で不当な差別の解消を図っていかねばなりません。

県教育委員会では、これまでの同和教育の成果と課題を踏まえて、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、ともに生きる社会を目指して人権教育を推進しています。

子どもたちと保護者との語らいやふれあいのある家庭環境づくりが一層求められるなか、家庭において活用するための資料として、この人権啓発資料を作成しました。

家庭は、人権意識の高揚を図る最も身近な場です。それぞれの家庭で、この資料が日常的に活用され、人権尊重の大切さを家族みんなで感じ取り、考え、豊かな人間性を育む家庭づくりに役立つことを願っています。



みんな 生き生き

「行ってきまーす。」

今日もママは張り切ってお仕事に。

「拓也くん！今日は公園に散歩に行こうね。」

今日もパパは拓也くんと一日一緒。

張り切ってお仕事に出かけるママ。

育児休暇を取って家のことをしているパパ。

もうすぐ一才になる拓也くん。

みんなニコニコ、みんな生き生き、

笑顔のステキな家族です。

直子さんは、野球が大好き。

ただ今、チームのエースを目指して猛練習中。

孝太くんは、編み物が大好き。

ただ今、プレゼントのセーターを製作中。

朝香さんは、世界の空に羽ばたくパイロットになるのが夢。

慎二くんは、心優しく頼りがいのある看護師になるのが夢。

自分の好きなことをしているとき、

将来の夢を語る時、

みんなキラキラ、生き生きとした瞳がステキです。



女性に関する問題

だれもが自分の個性や能力を生かし、生き生きと暮らしたいという願いをもっていることでしょう。

最近では、仕事を続ける女性が増え、逆に育児休暇を取る男性もみられるようになってきました。また、子どもたちの趣味や将来の夢も、男女を問わず多岐にわたったものがみられるようになってきています。

しかし、人々の意識や行動等の中には、依然として「男は仕事、女は家庭」というような、性別によりあらかじめ役割を固定した考え方（性別役割分担意識）や、実質的な男女の不平等が残っていることは否定できません。

男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすことが大切です。

女性に関する問題は、一方では男性に関する問題でもあるということに気づき、この問題を社会全体でとらえ、人権尊重の意識をさらに向上させたいものです。



聞いて！わたしの思いを

世界には、75億を超える人間がいる。
その一人一人がみんな違う。
そして、一人一人がかけがえのない存在。かけがえのない命。

わたしも、あなたも、この地球でたった一人のかけがえのない存在。
かけがえのない命。
誰も奪うことのできない、わたしの、あなたの、大切な命。

世界の子どものために、わたしにできることは何だろう。
日本の子どものために、わたしにできることは何だろう。
同じクラスの子のために、わたしにできることは何だろう。
わたしの思い、わたしの考え、わたしの意見を、
学校の友だち、先生に聞いてほしい。
お父さん、お母さん、まわりの大人たちに、
しっかりと受けとめてほしい、考えてほしい。

わたしも、あなたも、ともに生きるかけがえのない存在。
かけがえのない命。
ともに喜び、悩み、ともに考えていきたい。

地球上のみんなが、21世紀を、
明るい笑顔で生きていくために。



子どもに関する問題

子どもたちの笑顔には、無邪気な明るさと温かいやすらぎが感じられるものです。

しかし、世界には貧しさや飢え、病気や地雷・戦争などのために苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。

そうした現実をふまえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざし、1989年に国連で、「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本も1994年にその条約を国として認め、それに基づいて国際的に協力していくことを決定しました。

また、国連児童の権利委員会から、これまでの対応に関する勧告が出され、さらなる子どもの権利の充実を図っていく必要があります。

日本では物質的には恵まれていても、大人からの身体的、精神的な暴力（虐待）に苦しんでいる子どもがいます。

いじめや不登校など、「こころ」に関わる問題に悩んでいる子どももいます。

これらの子どもたちは、心身ともに健康で幸せに生きていくための権利（すべての人が生まれながらにもっている基本的人権）が奪われているといえます。

子どもたちには、楽しく充実した学校生活や家庭生活を送る権利があり、私たち大人には、それを守る責任があります。

国及び地方公共団体、家庭、地域が一体となって子どもたちを虐待やいじめから守るために「児童虐待防止法」や「いじめ防止対策推進法」が制定されています。

本県では、いじめ問題の克服に向けて「宮崎県いじめ防止基本方針」を策定し、一人一人をかけがえのない存在として尊重しながら、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための具体的な取組を推進しています。



おじいちゃんは生活の知恵袋

一郎 「なかなか火がつかないなあ。せっかくキャンプにきたのに、これじゃご飯の準備ができないよ。」

祖父 「ふーむどれどれ、ちょっと貸してみなさい。」

父 「あ、おじいちゃん、大変ですから座っててくださいよ。」

祖父 「わしもせっかくさそってもらったんじゃ。まあ、^{まか}任せとおきなさい。」

おじいちゃんは火ばさみで炭を動かしています。

一郎 「うわあ、すごい！燃えてきたよ！」

祖父 「ふーっ、これでよし、と。ところで一郎は『かかとうじょう』という言葉を知っているかな？」

一郎 「かかとうじょう？聞いたことないなあ。何なのそれ？」

祖父 「『^{か か とうじょう}夏下冬上』と書いてな、火のうまいおこし方を教えてくれているんじゃよ。夏は下、冬は上、つまり夏は^ひ火種を下にして炭を上に乗せる、冬は逆で、火種を上に乗せれば火が付きやすいということなんじゃよ。昔から伝わる生活の知恵とでもいうべきかの。」

一郎 「ふーん、それですぐ燃えだしたんだ。おじいちゃんってすごいなー。おじいちゃん、ほかにもいろいろ知ってるの？」

祖父 「もちろんじゃよ。」

一郎 「もっと教えてよ！」

父 「私にも教えてくださいよ！」

祖父 「よしよし、わかった。ご飯を食べながら話してあげようかねえ。」

高齢者に関する問題



高齢者の方々がこれまでの長い人生経験から得た(あるいは受け継いできた)さまざまな生活の知恵や教訓には、私たちの生活に役立つことが大いに含まれています。

「老いる、年をとる」という意味の「老」という字を辞書で調べてみると、「長い経験をつんでいるさま」「物事をよく知っている人、また、そのような人に対する敬称」といった意味を見つけることができます。たとえば、禅宗などでは、学識豊かな年輩の僧りよは「老師」と呼ばれ、多くの人から尊敬される存在です。

高齢者のなかには「孤独感」「疎外感」「肉体的・心理的虐待」などさまざまな不安やいらだちを抱えながら生活されている方も多くいます。しかし、周囲の接し方によって、それらが解消されたという例も報告されています。

英語では、高齢者のことを「The ^{ジ エルダリー}Elderly」と呼び、「^{エルダー}Elder」には尊敬の意味が込められています。私たちも、「老いる」という言葉に込められた意味をしっかりと考え、高齢者と接していきましょう。



チャレンジド

- 少年 「お兄ちゃん、絵を描くのが上手だね。」
- 青年 「ありがとう。君も絵が好きなのかい？」
- 少年 「うん。好きだよ。ぼく、動物の絵が得意なんだ。お兄ちゃんは？」
- 青年 「そうだねえ。海とか山とか自然を描くことかな。」
- 少年 「へえー。海や山には車いすで行くの？」
- 青年 「そうだよ。車いすで行けるところもあるし、周りの人に手伝ってもらうところもあるしね。」
- 少年 「そうなんだ。でも、お兄ちゃんの足が動けば、もっといろんなところに行って描けるのに。」
- 青年 「うーん、そうだなあ。足が思うように動いたらなあって思うこともあるよ。でもね、あちらこちらに動かない反面、海とか山とかいろいろなものをじっくり見るようになったし、絵のおもしろさにも気づいたな。それに思いやりや感謝の心についても考えるようになったよ。」
- 少年 「ふーん。だからお兄ちゃんは、絵をとっても楽しそうに描いているんだね。ぼくも何か打ち込めるものと出会いたいな。」
- 青年 「だいじょうぶ。君だってきっと出会えるよ。お兄ちゃんだって、また新しいことに会って、もっともっと自分に挑戦していきたいと思っているんだよ。」

障がいのある人に関する問題

アメリカでは障がいのある人のことを「チャレンジド」と呼んでいるのだそうです。障がいのある人の中には、それに負けずに、前向きにいろんなことに挑戦し、さまざまな分野で活躍している人がたくさんいます。

しかし、一方では、障がいのある人に対する無理解や偏見がこれらの人々の自立や社会参加を拒む大きな原因になっています。

平成28年4月には、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して制定された「障害者差別解消法」が施行されました。

障がいのある人が安心して、地域社会に参加できるようにするためには、周囲の正しい理解が不可欠です。

互いにいろいろな交流を通して理解が深められた時、あなたの心の中にあるバリア（障壁）が取り除かれたといえるでしょう。



結婚に必要なもの

京子 「おめでとう。恵さん！結婚するって聞いたけど、どんな人なの？」

由美 「恵の彼ってすごいだよ。」

京子 「何が？」

由美 「何がって、すごくかっこいいのよ。背が高いの。それに一流大学を卒業してるし、会社だって有名なのよ。」

京子 「そうなの。よかったわねえ。待ったかいがあったわね。で、彼はどこの出身なの？家柄は？」

由美 「えっ？よく知らないけど…」

恵 「待ってよ、二人とも。それって、何かおかしいんじゃない？もっと結婚する私たち二人の気持ちを一番に考えてほしいな。背が高いとか、一流大学とか、有名会社というのも、彼の人間性には全然関係ないことよ。だいたい、どこの出身とか、家柄とか、そんなことを考えること自体おかしいと思うの。」

浩一 「僕もそう思うな。そもそも良い家柄だとか悪い家柄なんてものはないんだよ。そのようなことを考えるから結婚差別はなくならないんだよ。どのようなことが差別になるのか。どうすれば差別をなくすことができるのか。僕たちみんなの問題だね。」



結婚・就職等に関する問題



周囲の人たちの反対によって結婚できずにつらい思いをした人たちがいることを皆さんは知っていますか。

結婚はあくまでも本人たちが決めることなのに、まわりの人から「あそこは家柄が違うから…」とか、「身元をよく調べてからでないと…」などと反対されて、結婚できなくなることがあります。

そして、結婚しようとする人たちにも、相手の学歴や出身地、親の仕事などを気にする人がいます。まったく、おかしいことですが、いまだにそのようなことにこだわる人たちもいるのです。

また、就職はその人の人生を豊かにし、生活を営む上でもとても大切なものです。ところが、採用に際して、企業が本人の適性や能力に関係ないこと、例えば、家族の職業、財産、住宅の状況等を調べて、採用の条件とすることがあります。

これらのことを結婚差別や就職差別といいます。結婚差別や就職差別は、本人に対して直接行われたり、あるいは本人の知らないところで行われたりすることがあります。

しかし、まわりの人々の理解を得ながら、差別をはねかえして生活している人たちもたくさんいます。

私たちは、そのような人たちに学び、すべての人が差別を受けない社会をめざしたいものです。



コクサイジン（国際人）

母 「最近、ガイジンが増えたわね。スーパーでもよく見かけるし、散歩の時なんかもあるわ。」

父 「そうだね。」

母 「ただ、私、ガイジンとは目と目が合わないようにしているのよ。」

父 「どうして？」

母 「だって、言葉も全然分からないし。それに、何となく怖い感じがするのよ。この前もニュースで事件のことを言っていたわよ。」

父 「だからといって、外国人だから悪いことをするというような言い方は偏見だよ。」

ヒロ 「そうだよ。それに、ガイジンという言い方もおかしいよ。」

サチ 「そうよ、お母さん。自分の国の発展のことを考えて日本の学校で勉強している人や働いている人だっていっぱいいるよ。私の学校に転校してきた子のお父さんもそうだよ。」

母 「そうだね。確かにみんなの言う通りよね。そういえば、サチの誕生日に来てくれた友達のお父さんもそうだったわね。ああっ、そうだ。お母さん、参観日にその子のお母さんとお話ししたんだわ。とても感じのよい人だったわ。」

父 「そうだね。その人と知り合いになれば、日本人でも外国の人でも気にならないよね。けっきょく、外国の人でも近所の人と同じってことだね。まっ、それが、コクサイジンってことかな。」

外国人に関する問題

かつて有名な在日韓国人のスポーツ選手が本名を出さずに、日本名を名乗っていたということがありました。このようなことは有名な人だけでなく、私たちと同じ中学生や一般の人たちの間にもありました。

それは、就職や生活の上で差別を受けるという現実があったからです。

現在、それらの問題がすべて解決しているわけではありませんが、改善の動きが進んでいます。

宮崎においても、ますます国際化が進み、外国の人と接する機会が多くなり、学校においても、国際理解教育に力を入れています。

学校では、外国の人とうまく話せなくても仲良くしている子どもたちの姿をよく見受けられます。むしろ、大人たちの方が壁をつくっているのかも知れません。私たちは同じ地球に住む人間なのです。

私たちも偏見にとらわれず、お互いを尊重し合い、広い視野に立ったものの見方や考え方をしたいものです。そのために、「話をする」というのはとても大切なことです。

もし、近くに外国の人がいたら、笑顔をそえて、あいさつから始めてみましょう。

なお、平成 28 年には、特定の民族や国籍の人々を排除するような差別的な言動（いわゆるヘイトスピーチ）をなくしていくことを目的とした「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。



ともに生きる

- 美穂 「お父さん。エイズって怖い病気なの？」
- 父 「なんだい。いきなり。何かあったのかい。」
- 美穂 「今日ね。学校で、エイズに感染している人の人権について勉強したんだ。エイズになった人は学校に来るなと言われてたり、会社をやめさせられたりするって。」
- 父 「そうだね。たしかに病気としては怖いよ。病気に対する抵抗力がなくなって、死につながるところがあるからね。でも、だからと言って簡単に感染する病気じゃないよ。予防だってできるしね。」
- 博 「僕の先生も、そう教えてくれたよ。」
- 父 「それに、エイズになった人を学校に来させなかったり、会社をやめさせたりということは、その人の人権を踏みにじる差別なんだよ。」
- 美穂 「私もそう思う。エイズに感染した人は、その病気のこととで苦しんでいる。その苦しみを乗り越えて生きようとしているんだから、絶対に差別なんかしちゃいけないよね。」
- 博 「じゃあ。ハンセン病という病気になった人に対しても同じようなことが言えるよね。病気になったことで差別を受けて、病気が治ってもまだ差別を受け続けたんだよね。」
- 父 「そうだよ。美穂も博もこれから大人になっていくけど、みんながともに生きるということを考えてほしいな。」

HIV 患者、ハンセン病患者・元患者等に関する問題

国連合同エイズ計画の推計(2016年末)によると、世界の HIV 感染者数は 3,670 万人とされています。

これらの人々は、最近、医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきましたが、死に対する恐怖心と生命の危機に加えて、まわりの人々から差別されるという苦しみを負わされることがあります。

また、ハンセン病の人々は、病気が治るにもかかわらず強制隔離という差別を受けました。現在は強制隔離という差別は取り除かれましたが、今でも病気に対する誤った知識や偏見から差別をする人がいます。

今後、エイズやハンセン病等の感染症については、すべての人々が病気に対する正しい知識や認識をもち、病気になった人や家族の人権を尊重し、不当な差別をしないようにするとともに、問題の解決に向けて行動することが必要です。

ハンセン病の正しい知識

- ①ハンセン病はらい菌による感染症で、遺伝病ではありません。
- ②らい菌は感染力の弱い菌で、感染し発病することはきわめてまれです。
- ③ハンセン病はすぐれた治療薬により治ります。
- ④早期に治療すれば、身体に障がいが残ることはありません。



知ることが始まり

浩二 「アイヌ民族の言葉ってたくさんあるんだね。トナカイとかラッコ、地名もシレットコ、サッポロ…。知らなかったなあ。」

父 「そうだね。アイヌ語も美しい日本の言葉だよ。それに、もともと『アイヌ』という言葉は、民族の呼称でもあるし、『人間』という意味を表す、誇りある言葉なんだ。」

浩二 「『にんげん』…か。」

母 「そうよ。お母さん、ちょうどあなたの年頃に、アイヌ民族が登場する本に何冊も出会ったわ。差別や偏見に傷つきながらも、まっすぐに前を向いてたたかい、人間的に大きく成長していく主人公の誇り高く美しい姿に、心が何度も強く揺さぶられたわ。それから今まで、人間として、教えられたことも支えてもらったこともいっぱいあるわ…。」

浩二 「…知らないことばかりだな。僕、本当に何も知らないな。」

父 「いいや、気付くことが始まり。知ることが始まりさ。」

浩二 「そうか、そうだね。まず知ろうとすることが始まりだよ。」

アイヌの人々に関する問題

アイヌ語は、アイヌ民族固有の言葉です。

同様に、アイヌ文化も固有のものであります。

その特色として、イオマンテに代表される儀式、芸術的なアイヌ文様、ユーカラなどの口承文芸等があげられます。

明治以降行われた土地政策や同化政策などにより、アイヌの人々の生活や文化は著しい打撃を受けました。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないことから、結婚、就職などでいわれのない差別や偏見が依然として存在しています。

しかし、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が守られることはいうまでもありません。平成9年には「アイヌ文化振興法」が成立しました。

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会にするために、私たちは、アイヌの人々の歴史、伝統や文化について、まず正しく知ること、理解を深めることが必要だと思っております。






ファミリーふれあいを読んで

「ファミリーふれあい」には、さまざまな問題が取り上げられています。

あなたは、どの問題が特に心に残りましたか。
特に心に残った問題を書きましょう。



監 修

宮 崎 県 教 育 委 員 会

【絵】 宮崎県立宮崎南高等学校
(平成11年度卒業生)

横山 仁美

人権啓発資料

「ファミリーふれあい (中学生用)」

発 行 平成13年11月

改 訂 平成30年10月

発 行 所 宮 崎 県 教 育 委 員 会

編 集 責 任 者 鎌 田 剛 史 (人権同和教育課長)

印刷所 (藤屋印刷株式会社)

思いやりの心で

豊かな人間関係を

